

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年10月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20241008	富士交通株式会社(法人番号8011501003978) 代表者 武士 裕三	東京都北区栄町3-1	本社営業所	東京都北区栄町3-1	文書警告	道路運送法第23条第3項	令和6年6月24日及び令和6年7月10日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第36条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20241022	朋栄交通株式会社(法人番号6020001010569) 代表者 米持 実	神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷1-23-11	本社営業所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷1-23-11	輸送施設の使用停止(37日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第24条	令和6年6月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	4	4
20241022	すばる交通株式会社(法人番号3011801033894) 代表者 森 崇	東京都足立区入谷7-14-15	第一営業所	東京都足立区入谷7-14-15	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年5月13日、令和6年5月16日及び令和6年5月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	4	4

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)